

第一百七十一号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。